

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年6月4日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施 第 2015 号

(2) 業務名

令和8年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田 地内

(4) 業務概要

建築基準法第12条に基づく定期報告業務[建築物・建築設備]

(5) 業務期間

契約日から令和9年2月5日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の建設関連業務入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント」の業務区分について入札参加資格を有する者であること。
- (3) 主たる営業所の所在地が静岡市内にあること。
- (4) 建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録をし、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による調査・検査資格者を4人以上有すること。
- (5) 平成23年4月1日から本公告の日までの間に、教育施設又は研究施設における建築基準法第12条に基づく定期報告業務の受託実績を有すること。
- (6) 入札時に静岡県の建設関連業務に係る入札参加停止基準（平成18年度集用第103号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日の翌日から令和8年6月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布方法

- ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
- イ WordやEXCELデータを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日の翌日から令和8年6月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年6月30日（火）午後1時30分

(2) 入札の場所

静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学はばたき棟3階第4会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室(電話番号054-264-5105)とする。

(3) 現場説明会は実施しない。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 過年度の報告書類の閲覧

閲覧を希望する場合は、事前に電話連絡し日程等を調整すること。(連絡先は照会窓口と同じ)

入札説明書

令和6年度静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年6月4日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長
- 3 担当部署 〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 施第2015号
- (2) 業務名 令和8年度静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内
- (4) 業務期間 契約日から令和9年2月5日
- (5) 業務概要 建築基準法第12条に基づく定期報告業務[建築物・建築設備]

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規定第2条及び第3条の規程に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の建設関連業務入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント」の業務区分について入札参加資格を有する者であること。
- (3) 主たる営業所が静岡市内にあること。
- (4) 建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録をし、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による調査・検査資格者を4人以上有すること。
- (5) 平成23年4月1日から本公告の日までの間に、教育施設又は研究施設における建築基準法第12条に基づく定期報告業務の受託実績を有すること。
- (6) 入札時に静岡県の建設関連業務に係る入札参加停止基準（平成18年度集用第103号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日の翌日から令和8年6月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書、資料及び返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年6月18日（木）に郵送にて通知を発送する。

(3) 申請書は、別紙様式第1号により作成すること。

(4) 資料は、次によるものとする。

ア 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による調査・検査資格者を4人以上有することを証する書類（職員名簿及び資格者証の写し）

ウ 平成23年4月1日から本公告の日までの間に、教育施設又は研究施設における建築基準法第12条に基づく定期報告業務の受託実績を有することを証する書類（契約書の写し等）

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和8年6月23日（火）までに書面（様式自由）を

する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は2回を限度とする。

キ 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人競争契約心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

10 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札説明書等において示した条件に違反した入札
- (4) その他、入札時点において入札参加資格のない者とされている者のした入札

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読のうえ、入札すること。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 過年度の報告書類の閲覧
閲覧を希望する場合は、事前に上記3に電話連絡し日程等を調整すること。
- (4) その他詳細不明の点については、上記3に照会すること。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年6月4日
- 2 件名 令和8年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託
- 3 場所 静岡市駿河区谷田 地内

令和8年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託 契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、静岡県立大学における建築基準法第12条に基づく定期報告業務[建築物・建築設備]（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、甲が別に定める「静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託要領」（以下「要領」という。）に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、令和9年2月5日までに委託業務を処理するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める要領の中に不適當な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託事務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、委託業務完了時点の消費税法並びに地方消費税法の規定により算出したもので、委託費に乗じて得た金額とする。

3 第1項の委託費は、委託業務終了後乙の請求があった日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

（業務実施計画書等の提出）

第5条 乙は、この契約の締結後、要領に定めるところにより甲に業務実施計画書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（業務完了報告書等の提出）

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、要領に定めるところにより甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から起算して10日以内に委託業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。

3 乙は、報告内容が前項の審査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しした後再び甲の審査を受けなければならない。この場合において、同項に規定する期間は、再審査の申出を受けた日から起算する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、甲が必要と認めた場合については、この限りではない。

(契約の変更)

第9条 甲は、次のいずれかに該当したときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

- (1) 第1条に定める委託内容の変更を行うとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第12条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(合意管轄)

第11条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を所轄裁判所とすることに合意する。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

- (8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し

出たときは、この契約を解除することができる。

(解除後の業務実施報告書の提出)

第13条 甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、解除後5日以内に第7条の業務実施報告書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知りえた秘密を、本契約期間中はもとより、委託契約を中止又は終了した後も、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第16条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若し

くは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和8年度静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託要領

本要領は、委託業務の対象となる[建築物・建築設備]定期報告業務の詳細実施方法及び点検結果の報告方法について定める。

1 調査施設

項目	概要	備考
定期報告 [建築物・建築設備]	別表1の施設について、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、調査・検査をし、報告する。	報告様式は静岡市役所都市局建築部ホームページよりダウンロードして入手し、適正な様式により報告すること。

2 業務内容

(1) 定期報告業務

ア 調査資格

定期調査・検査業務は、次の者が行う。なお、データの入力作業等の単純な作業については、この限りではない。

(ア) 建築物及び建築設備関連項目

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に定める資格者による（一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者）。

イ 業務実施計画（契約書第5条関係）

(イ) 年間業務実施計画

乙は、甲担当者と協議のうえ、別紙1により年間業務実施計画書を作成し、契約後15日以内に甲に提出すること。

(ロ) 業務実施計画

乙は、別紙2による業務実施計画書、又は甲が指定をする作業申請書を作成し、当該施設の調査開始11日前までに甲に提出すること。

ウ 調査結果の承認

乙は、作業を行った後に、別表2に記載する書類を甲に提出し承認を得ること。

エ 調査方法

次のとおり実施する。なお、詳細については甲の指示による。

(ウ) 定期調査・検査業務

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、「損傷、腐食その他の劣化の状況」について調査・検査すること。調査・検査内容・方法・判断基準については、平成20年国土交通省告示第282号及び同285号、並びに次表の図書に基づくこと。

図書名	発行元
「特殊建築物等定期調査業務基準(2025年改訂版)」	一般財団法人日本建築防災協会
「定期報告の作成の手引き(令和2年度版)」(特殊建築物等・建築設備(昇降機・遊戯施設を除く))	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター、特定非営利活動法人静岡県建築物安全確保支援協会
「建築設備定期検査業務基準書2023年版」 ※所要の改正内容を反映のこと	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

a 準備調整

調査・検査業務の準備・調整等のため、以下の作業を行う。

- ・各施設の維持管理関係書類、図面等の確認及び貸借
- ・増改築、改修履歴の確認
- ・施設管理者との連絡調整

b 現地点検

必要に応じて管理者等にヒアリングを行う。

他の定期検査記録等により机上調査を行う。

c 調査・検査実施写真の撮影

調査、検査を行っている写真を撮影し、報告書に添付する。

(例えば施設名称がわかる玄関や門前と現場点検及びヒアリング状況など)

指摘事項がある場合は、その箇所についても写真を撮影し、該当図面に明示するとともに報告書に添付する。

オ 業務完了報告(契約書第7条関係)

乙は、対象となる[建築物・建築設備]の点検が完了した場合、別紙3により業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。

点検結果は、平成20年国土交通省告示第282号及び、3の図書に基づき、下記のとおり、法令で定める報告様式にて作成した書類及び、作業の概要がわかる写真等を添付して報告すること。

(7) 要是正(既存不適格を含む。)の指摘事項について、改善方法に関する助言を行うこと。

(イ) 乙は、点検結果の報告後、甲に代わって報告書類一式を特定行政庁へ報告期限内に提出すること。委託業務すべてが完了した場合は、CD-Rにより次表の成果品を甲に提出すること。

成果品	仕様	備考
各種様式	別表 2、別紙 1、別紙 2、別紙 3	Word又はExcel
点検結果図	A 3 図面	建築設備において該当箇所を明示した図面を作成すること
写真データ	A 4 用紙に写真 3 枚程度を添付	JPEG (200万画素以上)

3 その他

業務に関連する必要事項は、契約書及び本仕様書によるほか、甲乙の相互協議により定める。

委託業務の実施においては、教育研究施設の特殊性に鑑み、運営に支障のないように十分注意すること。作業日程については甲と調整すること。非常照明設備や防災ベルなどの光や音を発生する恐れがあるものは、事前に許可を得る等の方法により行うこと。また、高所等を点検する場合は、安全に十分注意して点検業務を行うこと。

乙が行う調査・検査に際して、甲は必要に応じて立会いをする。

別表 1

建物名	所在地番	用途	延べ面積	建築物	建築設備	構造	竣工年月	地上階数	地下階数	棟数
はばたき棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	5,355.01 m ²	○	○	SRC	S62.3	3	1	1
一般教育棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	6,361.66 m ²	○	○	SRC	S62.3	6	1	1
薬学部棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	17,328.43 m ²	○	○	SRC	S63.11	6	1	1
食品栄養科学部棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	10,445.59 m ²	○	○	SRC+RC	S62.3(H13.9増築)	7		1
国際関係学部棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	6,081.36 m ²	○	○	SRC	S63.8	5		1
経営情報学部棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	5,050.42 m ²	○	○	SRC	S63.8	4		1
看護学部棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	6,564.48 m ²	○	○	SRC	H9.3	5		1
食品栄養科学部2号棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	4,910.54 m ²	○	○	SRC	H8.3	7		1
講堂	静岡市駿河区谷田52-1	学校	2,295.48 m ²	○	○	SRC	S63.8	2		1
図書館	静岡市駿河区谷田52-1	学校	6,128.92 m ²	○	○	RC	S63.8(H7.12増築)	3	1	1
学生ホール	静岡市駿河区谷田52-1	学校	4,125.58 m ²	○	○	RC	S63.8(H7.12増築)	3	1	1
体育館	静岡市駿河区谷田52-1	学校	4,649.07 m ²	○	○	SRC+S	S62.3	2	1	1
学生クラブ棟	静岡市駿河区谷田52-1	学校	758.18 m ²	○	—	RC	S62.6	2		1

別表 2

		提出書類	作成部数
共通		業務完了報告書（別紙 3）	1 部
	建築物	①定期調査報告書（規則第36号の2の4様式）	3 部 (正・副2)
		②調査結果表（平成20年国交省告示第282号別記様式）	
		③A 3 版の調査結果図（平成21年国交省告示第282号別添 1 様式）	
		④関係写真（平成20年国交省告示第282号別添 2 様式）	
		⑤定期調査報告概要書（規則第36号の2の5様式）	1 部 (正)
	建築設備	①定期検査報告書（規則第36号の4様式）	3 部 (正・副2)
②検査結果表（H20国交省告示第285号別記第一～三号）			
③火気使用室以外の換気状況評価表（H20国交省告示第285号別表 1）			
④火気使用室の換気状況評価表（H20国交省告示第285号別表 2）			
⑤非常用の照明装置の照度測定表（H20国交省告示第285号別表 4）			
⑥関係写真（H20国交省告示第285号別添様式）			
		⑦定期検査報告概要書（規則第36号の4の2様式）	1 部 (正)

別紙 1

年間業務実施計画書

静岡県公立大学法人

理事長 今井 康之 様

次のとおり、委託業務を実施する。

No	建物名	建築物	建築設備	
			換気設備	非常用照明設備
1	はばたき棟	○月○旬		
2	一般教育棟			
3	薬学部棟			
4	食品栄養科学部棟			
5	国際関係学部棟			
6	経営情報学部棟			
7	看護学部棟			
8	食品栄養科学部 2 号棟			
9	講堂			
10	図書館			
11	学生ホール			
12	体育館			
13	学生クラブ棟			

※書式は適宜改編しても構わない。

令和 年 月 日

受注者

業務実施計画書

1 作業箇所 _____

2 実施内容

提出年月日	令和 年 月 日 ()	立入り 日前
作業予定年月日 及び作業人員	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
内 容		
影響及び 安全対策		
作業責任者 氏名・連絡先		
本学への 依頼事項		

※箇所ごとの作業工程等を詳細に記したものを別途添付すること。

上記のとおり作業を行うので申請します。

作業責任者

※作業責任者の個人印でも可とする。FAXでの送付も可とする。

別紙3

業務完了報告書

1 実施計画内容

内 容	
-----	--

2 実施した内容

実施年月人員内容	月日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	実施内容		
	月日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	実施内容		
	月日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	実施内容		
	月日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	名
	実施内容		

※この用紙に記入し難い時は、概略を記入し、詳細は適宜別紙として構わない。
点検結果等は、別途報告書を添付すること。

上記のとおり委託業務を実施したので、報告します。

令和 年 月 日
受注者

業 務 名 称

令和8年度
静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託

履 行 期 限

令和9年2月5日 限り

委 託 業 務 の 概 要

建築基準法第12条に基づく定期報告業務[建築物・建築設備]委託一式。

委託業務名称						
令和8年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託						
金 円						
符号	名称	摘要	数量	単位	金額	備考
A	業務価格					
I	建築物		1	式		
II	建築設備 (換気設備)		1	式		
III	建築設備 (非常用照明設備)		1	式		
	計					
B	諸経費					
	小計					
C	消費税相当額					10%
D	業務委託料					

令和8年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託【換気設備 数量内訳表】

検査項目			検査数量	
No.	項目	検査概要(検査数)		
1	事前準備	書類確認・打合	12	棟
2	事前調査	現地確認	12	棟
3	機械換気設備の外観検査 (中央管理方式の空調設備を含む) <無窓居室>	・外気取入・排気口への取付、雨水等の防止措置の状況	第1種換気(室)	224 箇所
		・各室の吸排気口の位置、取付状況	第2種換気(室)	1 箇所
		・風道の材質、取付の状況 ・吸排気機の設置状況 ・換気扇による換気の状態	第3種換気(室)	3 箇所
4	機械換気設備の性能検査 (中央管理方式の空調設備を含む) <無窓居室>		各系統換気量(箇所)	0 箇所
			各室換気量(室)	5 箇所
			中央管理方式の監視状況(室)	0 箇所
5	空気調和設備の主要機器及び配管の外観 <無窓居室>		空気調和設備(箇所)	0 箇所
6	空気調和設備の性能 <無窓居室>		書類の確認	0 箇所
7	自然換気設備及び機械換気設備の検査 <火気使用室>		排気口(箇所)	1 箇所
			排気筒(箇所)	1 箇所
			フード(箇所)	21 箇所
8	機械換気設備の検査 <火気使用室>	・換気扇による換気の状態	換気扇(箇所)	208 箇所
		・機械換気設備の換気量	換気量(箇所)	208 箇所
9	防火ダンパーの検査		防火ダンパー(箇所)	128 箇所
10	報告書作成		(12棟)	1 式
11	消耗品雑費		(12棟)	1 式

令和8年度 静岡県立大学定期報告業務[建築物・建築設備]委託【非常照明 数量内訳表】

検査項目			検査数量	
No.	項目	検査概要(検査数)		
1	事前準備	書類確認・打合	12	棟
2	書類調査	現地確認	12	棟
3	照明器具 電池内蔵形の蓄電池、 電源別置形の蓄電池 及び自家発電装置	非常用予備電源 分電盤配線	224	箇所
		照度測定	1	台
		照度の状況	236	箇所
4	電源別置形の蓄電池 及び自家発電装置	配線 切替回路	1	式
5	電池内蔵形の蓄電池	配線及び充電ランプ	1	式
6	電池別置形の蓄電池	蓄電池室の外観	1	式
		蓄電池の性能 充電器		
7	報告書作成	(12棟)	1	式
8	消耗品・雑費	(12棟)	1	式